

豊橋市談合情報処理実施要領

第1 一般原則

1 情報の確認、調書の作成

豊橋市職員は、本市が発注する建設工事、委託業務、物品の調達、物品売払い等の契約（以下「建設工事等」という。）について、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合には、当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認のうえ、談合情報報告書（様式第1）により、速やかに契約検査課長へ報告するものとする。

2 会議の設置

(1) 談合情報に的確な対応を行うため、豊橋市公正入札調査会（以下「調査会」という。）を置く。

調査会は、杉浦副市長、森田副市長、総務部長、財務部長、建設部長及び都市計画部長をもって組織し、会長には杉浦副市長を充てる。会長に事故があるとき又は欠けたときは森田副市長がその職務を代理するものとする。

また、必要があるときは、談合情報に係る建設工事等を所掌する部課等の長の出席を求め意見を聴くことができる。

(2) 調査会の事務局は、契約検査課に置く。

3 報告

契約検査課長は、1により談合情報の報告を受けた場合には、速やかに調査会の会長に報告する。

4 審議

調査会の会長は、3により報告を受けた場合、必要に応じて調査会を開催し、調査会において第2以下の手続き（以下「具体的な対応」という。）をとることの是非を審議する。なお、入札（電子入札の場合にあっては、開札。以下同じ。）後に談合情報を把握した場合には、公表された入札結果項目に留意するものとする。

5 公正取引委員会への通報

契約検査課長は、具体的な対応をとることとした談合情報については、様式第2により、原則として手続きの各段階において公正取引委員会への情報提供を行う。

6 報道機関への対応

契約検査課長は、具体的な対応をとることとした談合情報については、原則として手続きの各段階において報道機関に対応状況の報告を行う。

第2 具体的な対応

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

- (1) 契約担当課長は、あらかじめ入札参加者に、「談合情報があったため、入札は行うものの、落札決定を保留し、調査を行う」旨を通知する。
- (2) 入札を執行し、落札決定については保留する。
- (3) 調査会において、次のいずれかの区分により対応することを決定する。

ア 談合情報と入札結果が合致しない場合

落札決定をし、契約を締結する。

イ 談合情報と入札結果が合致（一部合致を含む。以下同じ。）する場合

入札の結果、情報項目と合致する事項があるときは、契約担当課長は入札参加者に対して事情聴取を行う。事情聴取結果については、事情聴取書（様式第3）を作成し、契約検査課長に提出する。

(ア) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、豊橋市契約規則（昭和39年豊橋市規則第11号。以下「契約規則」という。）第39条第4号及び入札心得書第13条第4号の規定に基づき、入札を無効とする。また公正取引委員会に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第10条に基づき、通知を行う（建設工事の場合のみ。）とともに警察へ通報する。

(イ) 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと確認されない場合には、入札参加者から、誓約書（様式第4）を提出させた後、落札決定をし、契約を締結する。ただし、情報項目と合致する事項が複数ある場合で、談合の疑いが強いと調査会が認めた場合は、当該入札については、無効とする。

2 入札後契約前に談合情報を把握した場合

調査会が談合情報について信憑性があると認めたときは、契約担当課長は、全ての入札参加

者に対して速やかに事情聴取を行う。聴取結果については、事情聴取書（様式第3）を作成し、契約検査課長に報告する。

(1) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約担当課長は、契約規則第39条第4号及び入札心得書第13条第4号の規定に基づき、入札を無効とする。また公正取引委員会に、適正化法第10条に基づき、通知を行う（建設工事の場合のみ。）とともに警察へ通報する。

(2) 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと確認されない場合には、契約担当課長は、入札参加者から、誓約書（様式第4）を提出させた後、落札者と契約を締結する。ただし、情報項目と合致する事項が複数ある場合で、談合の疑いが強いと調査会が認めた場合は、契約担当課長は、当該入札について無効とする。

3 契約締結後に談合情報を把握した場合

調査会が談合情報を信憑性があると認めたときは、契約担当課長は、全ての入札参加者に対して速やかに事情聴取を行う。聴取結果については、事情聴取書（様式第3）を作成し、契約検査課長に報告する。

(1) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、当該建設工事等の進捗状況等を考慮して、調査会において次に掲げるいずれかの措置を講じることを決定する。また公正取引委員会に、適正化法第10条に基づき、通知を行う（建設工事の場合のみ。）とともに警察へ通報する。

ア 契約を解除する場合

各契約約款又は契約規則第16条第1項第3号に基づき契約を解除し、同規則第17条及び第17条の2により精算及び損害金徴収の手続きを行う。

イ 契約を解除しない場合

建設工事等の契約履行を続行させるとともに、契約規則第17条の2により損害金徴収の事務手続きを行う。

(2) 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと確認されない場合には、入札参加者から、誓約書（様式第4）を提出させる。

第3 個別手続の手順等

1 各課からの報告

契約検査課長への報告は、原則として、各建設工事等担当課長が速やかに行う。

2 公正取引委員会への通報

公正取引委員会へは、手続の各段階で事情聴取書、入札執行調書等の写しを送付するものとするが、調査会の承認を得た場合は、最後にまとめて送付することができる。

3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、事情聴取手順（様式第3別紙）により、契約担当課が複数の職員により行う。
- (2) 事情聴取は、対象業者に個別に来庁を求め、公正取引委員会又は警察に通知（通報）することがある旨を伝えたうえで行う。
- (3) 聽取結果については、事情聴取書（様式第3）を作成し、契約検査課長に報告する。

4 誓約書の提出

誓約書は、様式第4を参考に事情聴取の対象者から提出させる。

第4 所掌事務

1 公正入札調査会

- (1) 談合情報の信憑性を確認し、調査の必要性について審議する。
- (2) 契約検査課長から談合情報についての報告があった場合に、報道発表及び公正取引委員会への情報提供の必要性を審議する。
- (3) 入札の無効について審議する。
- (4) 契約を解除する必要性を審議する。
- (5) 適正化法所定の公正取引委員会への通知及び警察への通報の必要性を審議する。

2 建設工事等担当課長

談合情報があった場合に、契約検査課長に報告する。

3 契約検査課長

- (1) 談合情報について、調査会の会長に報告する。
- (2) 公正取引委員会に情報提供を行う。

(3) 公正取引委員会、警察へ通知・通報する。

4 契約担当課長

- (1) 談合情報が落札決定前にあれば、落札決定を保留する。
- (2) 入札参加者に対する事情聴取を行う。
- (3) 入札無効の通知をする。
- (4) 入札参加者から誓約書を提出させる。
- (5) 契約を解除する。

附則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

豊橋市談合情報処理マニュアル及び談合情報による入札参加業者のくじ実施要領は廃止する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に提出されている改正前の各規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規定による様式とみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

年　月　日

談合情報報告書

契約検査課長

様

課長

情報を受けた日時	年　月　日（　）			時　分
情報提供者	住　所	TEL		
	氏名等	氏名	(匿名)	
	手　段	電話	書面	面接
工事（業務・物件）名				
入札（予定）日時	年　月　日（　）			時　分
落札（予定）業者				
情報内容	<ul style="list-style-type: none"> ・落札予定業者名、金額、落札率 ・談合等に関与した業者名 ・落札予定業者の決定方法 ・物証（録音テープ、写真、メモ等）の有無 ・その他 			
応答の概要				
対応職員名				

様式第 2

豊契第 号

年 月 日

公正取引委員会

中部事務所長 様

豊橋市長

談合情報に関する資料の送付について

豊橋市が発注する（建設工事名等）の入札に係る談合情報について、別添の資料を送付します。

記

談合情報報告書（写し）

事情聴取書（写し）

入札執行調書（写し）

誓約書（写し）

その他

様式第3

事 情 聽 取 書

- 1 工事（業務・物件）名
- 2 事情聴取日時 年 月 日（ ） 時 分
- 3 事情聴取場所
- 4 事情聴取者（所属、氏名）
- 5 事情聴取対象者（業者名、職名、氏名）

質問内容	聴取内容
1 落札者が決定している（た）との情報 がありますが、そのような事実がありま すか。	
2 1のような話を聞いたことがあります か。（心当たりはありますか。）	
3 本件工事について、他社の人と何らか の打ち合わせ、又は話し合いをしたこと がありますか。	
4 あったとすれば、どのような内容の打 ち合わせ、又は話し合いでしたか。また、 どのようにして落札業者を決定しました か。	
5 本工事の積算は、貴社で行っています か。また、応札額の決定は誰が行ってい ますか。	
6 談合情報と入札結果を比べると、（落札 業者、落札金額、落札率等の項目）がほ ぼ同じとなっていますが、どう思います か。再度伺いますが、他の入札参加者と 話し合いをしたことはありませんか。	
7 その他の必要事項	

事 情 聽 取 手 順

- 1 入札参加者全員に、当該工事の入札前（後）に談合情報があったため、事情聴取を行う旨を伝え、日時及び場所を指定し、入札・契約等の権限を有する責任者を呼び出す。
- 2 1社ずつ個別に事情聴取を行うが、名刺を徵するなどして、会社名、役職名及び氏名を確認する。
- 3 入札・契約等の権限を有する責任者であることを確認する（あなたは、入札・契約等の権限を有する責任者ですか）。
- 4 会社内の動き、情報を知り得る立場であることを確認する（あなたは、会社内の動き、情報を知り得る立場にある方ですか）。
- 5 談合情報があったため、これから事情聴取を行う旨伝える（本工事に関して談合情報がありましたので、これから事情を伺います）。
- 6 以後、「事情聴取書」の内容に沿って事情を聴取する。

誓 約 書

年 月 日に入札（開札）が執行された下記の案件に関し、談合等の不正行為は一切行っていないことを誓約いたします。

※落札者のみ下記2行を挿入

万一、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会又は警察に送付されても異議はありません。

記

工事（業務・物件）名

工事（業務・納入）場所

年 月 日

豊橋市長

様

住所（所在地）

会社名

代表者名